6. 令和7年度当初予算の内訳①

障害者自立支援等給付事業費	金額（円）	構成比	件数	平均報酬額	備考
介護給付費	1,903,100,000	61.39%	9,344	203,671	
訓練等給付費	1,125,300,000	36.30%	6,668	168,761	
特定障害者特別給付費	37,000,000	1.19%	3,794	9,752	
地域相談支援給付費	500,000	0.02%	8	62,500	
計画相談支援給付費	31,000,000	1.00%	1,788	17,338	
高額障害福祉サービス等給付費	3,100,000	0.10%	227	13,656	
合計	3,100,000,000	100.00%	21,829		

(1) 介護給付費の内容	
①居宅介護	ホームヘルパーや通院の介助を行なう。
②重度訪問介護	重度の障がい者に対して、集中的に居宅介護や外出支援を実施。
③同行援護	視覚障がい者に対して移動の支援等を行なう。
④行動援護	重度の知的・精神障がい者が行動する際に生じる危険の回避や移動の支援等を行う。
⑤療養介護	病院等への長期入院による医療ケアに加え、常時介護が必要な障害者に対し、病院において障がい者向けの機能訓練等を実施。
⑥生活介護	事業所に赴いて受けるデイサービス。
⑦施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して主に夜間に食事等の支援を実施。
⑧重度障害者等包括支援	著しく重度の障がい者に対して、訓練等給付費も含めた障害福祉サービスから2つ以上を組み合わせて包括的に支援する。
(2) 訓練等給付費の内容	
①自立訓練	一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を実施。
②就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動・職場体験等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施。
③就労継続支援	就労が困難な障がい者に対して、働く場の提供と就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を実施。
④共同生活援助	夜間や休日において、共同生活をを行う住居で相談や日常生活上の援助を行う。
(3) 特定障害者特別給付費	施設入所支援や共同生活援助の利用者に対して、所得に応じて食費や家賃等の実費分を補助。
(4) 地域相談支援給付費	地域移行支援、地域定着支援の総称。 精神科病院の入院者等が地域生活に移行するための支援や、障害を理由とした緊急時の連絡体制の確保等を行う。
(5) 計画相談支援給付費	障がい者の心身、生活等の状態から、適切な障害福祉サービスや地域資源の活用プラン（計画）を作成する。プランの作成後、定期的にモニタリングを実施し、障がい者のニーズを確認し、プランに反映する。
(6) 高額障害福祉サービス等給付費	同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用している人が介護保険サービスを利用した場合に利用上限額を超えた部分を、利用者の申請により支給する。また、指定障害福祉サービス事業所としての基準は満たしていないが、介護保険制度のおける生活介護等を実施し、県の基準に該当する事業所（基準該当事業所）が実施する障害福祉サービスに係る利用者負担額について負担上限額を超えた額を支払う。